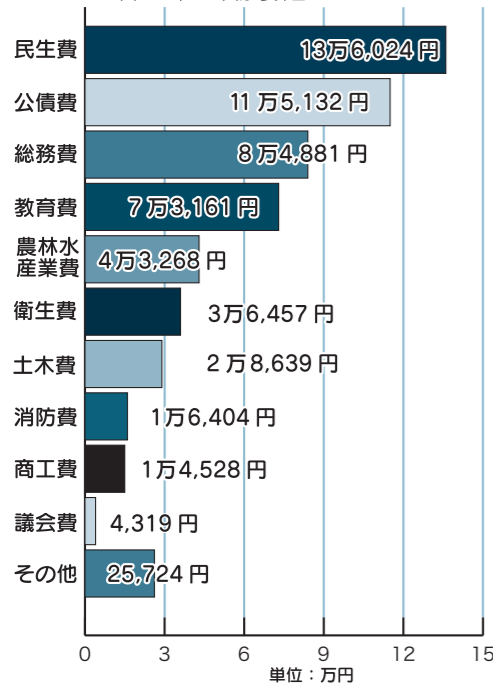
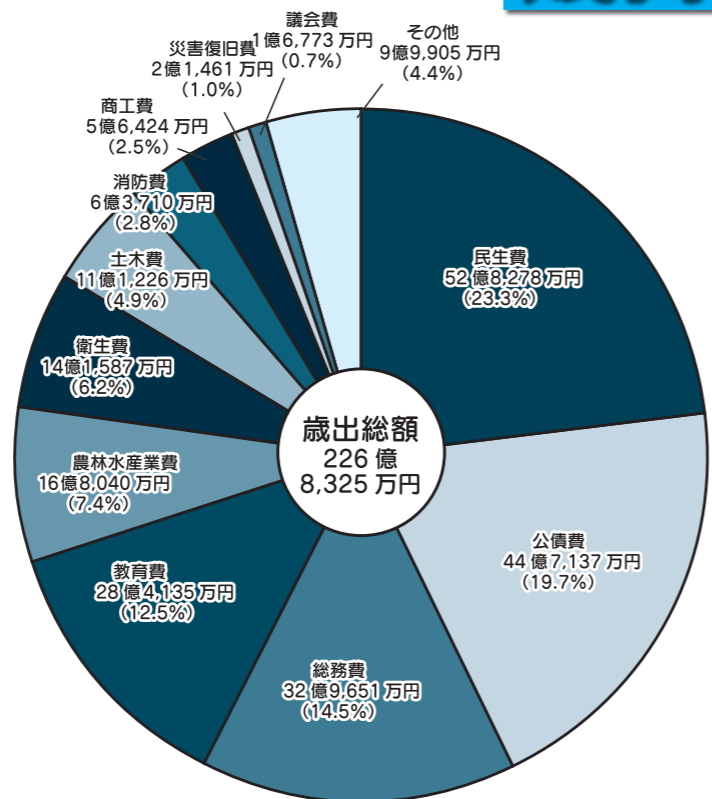


市民一人あたりに使われたお金

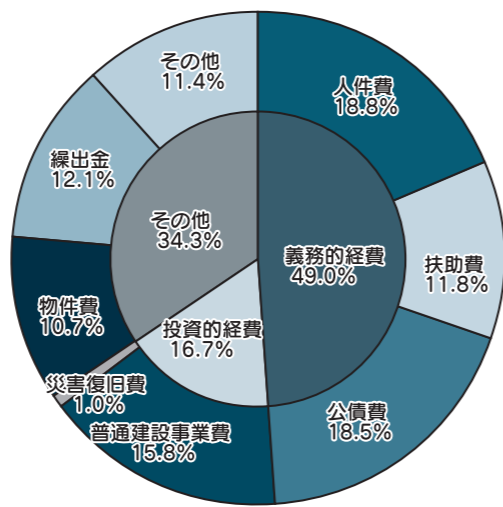
※平成23年11月1日現在の住民基本台帳の人口38,837人から算出



歳出



性質別歳出割合



用語解説

- 義務的経費 支出が義務づけられており、任意に削減できない経費
- 投資的経費 建物や道路の整備などの経費で、その支出の効果が長期的にわたって持続するもの
- 民生費 児童・高齢者・障害者などの福祉に関する経費
- 公債費 事業を行うために借り入れたお金の償還金

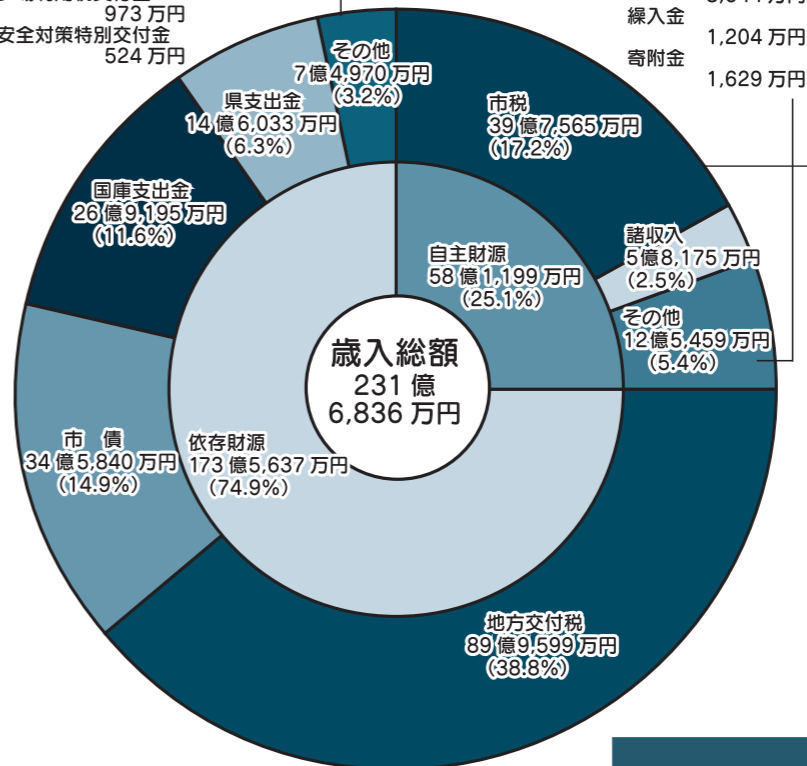
- 総務費 市の一般的な事務事業のための経費
- 農林水産業費 農林業の振興、漁港などの維持・整備、農業委員会の経費
- 土木費 道路・公園・市営住宅などの維持・整備の経費
- 衛生費 各種検診、環境対策、ごみ処理などの経費
- 教育費 小・中学校の教育、文化・スポーツ振興などの経費
- 消費費 消防に関する経費
- 商工費 商工業や観光振興のための経費
- 議会費 市議会運営のための経費

一般会計

歳入

- 地方消費税交付金 3億4,965万円
- 地方譲与税 2億2,385万円
- 自動車取得税交付金 6,333万円
- 地方特例交付金 7,143万円
- 利子割交付金 1,748万円
- 配当割交付金 698万円
- 株式等譲渡所得割交付金 202万円
- ゴルフ場利用税交付金 973万円
- 交通安全対策特別交付金 524万円

- 使用料及び手数料 4億9,931万円
- 繰越金 4億5,000万円
- 分担金及び負担金 1億9,051万円
- 財産収入 8,644万円
- 繰入金 1,204万円
- 寄附金 1,629万円



長門市の平成22年度の決算が議会承認されました。みなさんに納めていただいた税金は、私たちの暮らしをよりよくするためにさまざまに使われています。どのくらい収められ、どのように使われているか、長門市の台所事情を平成22年度の決算から紹介します。

特集 平成22年度

決算報告

市税の内訳

税の種類	収入金額	収納率 (現年分)
市民税	15億 127万円	98.4%
固定資産税	19億4,680万円	96.3%
軽自動車税	9,120万円	98.0%
市たばこ税	1億9,175万円	100.0%
入湯税	3,769万円	99.3%
都市計画税	2億 695万円	96.3%
合計	39億7,565万円	97.3%

用語解説

- 自主財源 市税や市の施設の使用料などが市が独自で調達するお金
- 依存財源 地方交付税や国・県支出金など国や県から市に入ってくるお金

- 市税 市民のみなさんから納めていただく税金や会社の法人市民税など
- 地方交付税 国の所得税、法人税、酒税などを一定割合で市の財政状況に応じて国から交付されるお金
- 市債 市が事業を行うために借り入れたお金

【一般会計】 私たちの生活に最も関わりが深いのが一般会計です。平成22年度一般会計では、歳入が231億6,836万円、歳出が226億8,325万円、翌年に繰り越すべき財源4,940万円を差し引き4億3,570万円の黒字決算となりました。対前年比では、歳入・歳出とも前年より約10%増加しました。

【歳入】市税歳入は減、交付税が増

みなさんに納めていただいた市税が、39億7,565万円、前年に対して1.9%の減、歳入全体の17.2%を占めています。また、市の財政力に応じて国から交付される「地方交付税」が89億9,599万円、前年度比6.2%増、歳入全体の38.8%となっています。市税は減少しましたが、雇用対策・地域資源活用臨時特別費や子ども手当の創設などにより地方交付税が増えたため、昨年度を大幅に上回る歳入決算額となりました。

りました。

市税や使用料など、長門市が独自に確保できる収入を「自主財源」と呼びます。これに対して国や県から交付されるお金や借入金を「依存財源」と呼びます。平成22年度の歳入では、自主財源が歳入全体の25.1%で、依存財源は歳入全体の74.9%となっており、その割合が昨年度よりも3%増えています。

【歳出】事業増加により決算額も増

歳出については、前年度に比べ約22億円(10.9%)の増でした。歳出のトップは民生費52億8,273万円(23.3%)で、全体の23.3%を占めており、昨年度に比べ6億2,398万円(13.4%)の増となりました。次に多いのが市の借入に当たる公債費で、44億7,131万円、全体の19.7%となり、前年度に比べ、5億5,231万円(14.1%)の増となりました。3番目に多いのが、総務費で32億9,651万円、全体の14.5%となっています。また、教育費が、深川小学校の建て替えや給食センターの建設、学校施設耐震化工事などのため、59.3%の増となっています。歳出を、性質別に分類すると、義務的経費が49.0%で昨年に比べ1.9%の減、投資的経費が16.7%で昨年に比べ1.8%の増でした。

監査を終えて——

長門市代表監査委員 鐘崎英二さん

地方の財政事情の悪化が懸念されているなかで、ここ2、3年の決算状況は、職員定数適正化等の行財政改革や国の積極的な経済対策により、比較的良好な状況を示しています。

その一方で、合併特例の救済期限を終える平成27年度からは、財源の確保が極めて厳しくなる事が予測されます。このため平成22年度の決算内容は、市債の積極的な繰上償還や地域活性化基金の創設など、将来に備えた財政対策が窺えます。

今日の成熟した社会は、そのニーズをインフラ整備から少子高齢化対策や住民福祉の増進へと変化させ、とりわ

け過疎・高齢化が深刻な本市にとって、福祉・医療・介護などの「民生費」の増加が深刻な課題となっています。

急速に進む高齢化を背景に、充実と拡張を余儀なくされる「福祉行政」は、最早、その成果の検証も容易でない状況にあると思われます。

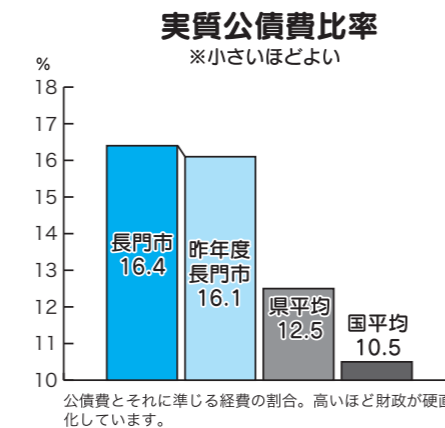
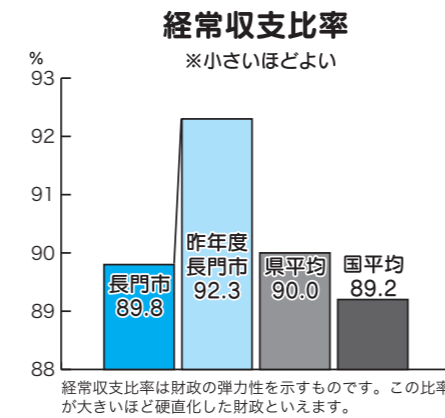
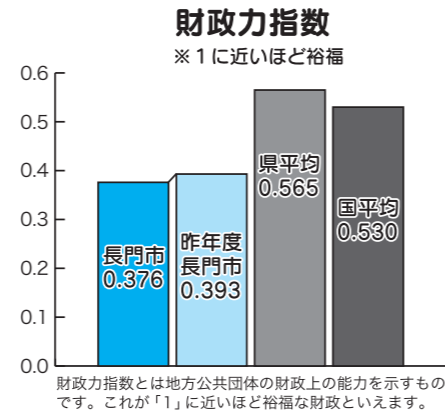
また現在、地域福祉の戦力として活躍している団塊世代も、あと10年もすれば後期高齢者の仲間入りをしてきます。

このため、年々複雑化する福祉事業を再評価し、他の福祉団体やボランティア組織等との役割分担や、社会教育との関り等の精査の基に、利用者に分か



り易く、合理的・効率的な「福祉体系」の構築が急がれているものと、喫煙の名残の蛍光ペンを口にしなが、素人なりに福祉の将来に思いを巡らしています。

財政指数



た額が標準財政規模に占める割合。

財政健全化法では、この4つの指標により市の財政状況を「早期健全化（イエローカード）」と「財政再生（レッドカード）」の2段階で判断します。平成22年度決算の数字から算出した長門市のこれらの指標の値は健全財政の範囲内にあります。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額の事業規模に占める割合を表しています。長門市の公営企業はいずれも資金不足はありません。

資金不足額が経営健全化基準を超えると、経営健全化計画を策定し自主的な経営健全化を行う必要があります。

財産等

市有財産の状況

財産の種類	金額
土地	225万㎡
建物	25万㎡
山林	5,293万㎡
出資金	2億5,899万円
基金	34億4,742万円

基金の残高

基金の種類	金額
財政調整基金	11億6,919万円
減債基金	8,388万円
職員退職手当基金	4億6,046万円
地域福祉振興基金	2億5,415万円
ふるさと・水と土保全基金	417万円
観光施設等整備基金	320万円
教育・文化及び体育振興奨励基金	921万円
香月泰美美術館運営基金	1億3,627万円
国民健康保険基金	1億5,374万円
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	1,185万円
介護給付費準備基金	2億8,387万円
県収入証紙調達基金	76万円
土地開発基金	6,195万円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	879万円
すこやかながとワクチン基金	593万円
地域活性化基金	8億0,000万円
合計	34億4,742万円

地方債残高

会計	金額
普通会計	268億4,787万円
下水道事業	52億7,872万円
漁業集落排水事業	5億8,150万円
農業集落排水事業	39億6,421万円
観光施設事業	2億7,771万円
介護サービス事業	366万円
水道事業	40億9,712万円

※普通会計：長門市においては一般会計＋電気通信事業会計

特別会計

特別会計決算

会計	歳入	内一般会計から繰入金	歳出
国民健康保険事業	53億7,566万円	3億9,854万円	52億2,848万円
公共下水道事業	10億1,305万円	4億4,598万円	10億1,305万円
湯本温泉事業	8,000万円	4,612万円	8,000万円
漁業集落排水事業	9,865万円	7,312万円	9,865万円
農業集落排水事業	5億1,753万円	3億8,993万円	5億1,753万円
介護保険事業	33億1,221万円	4億4,566万円	32億2,823万円
電気通信事業	1億2,012万円	0万円	1億745万円
後期高齢者医療事業	5億5,957万円	1億7,836万円	5億5,163万円

財政健全化指数

財政健全化比率

	長門市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	該当なし	12.89%以上	20.0%以上
②連結実質赤字比率	該当なし	17.89%以上	40.0%以上
③実質公債費比率	16.4%	25.0%以上	35.0%以上
④将来負担比率	134.6%	350.0%以上	—

資金不足比率

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	20.0%
公共下水道事業会計	該当なし	
農業集落排水事業会計	該当なし	
漁業集落排水事業会計	該当なし	
湯本温泉事業会計	該当なし	

※水道事業以外は準公営企業会計です

【特別会計と公営企業会計】

特別会計は、特別の事業を行う場合に、特定の収入（たとえば、保険料や使用料など）をもってその事業にあてるため、一般会計から切り離すことで、経理上その内容が明確になるように設けられている会計です。それぞれの決算は上記の表のとおりです。

長門市の公営企業会計である水道事業会計の決算については、6月1日号の「財政状況報告」をご覧ください。

財政健全化法に基づく健全化の指標

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成20年4月に施行されました。

この法律により、長門市の財政健全度を判断する4つの指標を、平成22年度決算の数値から公表します。4つの指標は次のとおりです。

- ①実質赤字比率
一般会計の赤字額が標準財政規模に占める割合。
- ②連結実質赤字比率
一般会計だけでなく全会計の赤字額が標準財政規模に占める割合。
- ③実質公債費比率
一般会計などが負担する借入金の返済が標準財政規模に占める割合。
- ④将来負担比率
一般会計などが将来負担すべき負債の額から、基金などの貯金を差し引いた額が標準財政規模に占める割合。